

静岡県の多文化共生推進基本条例 制定と多文化共生推進施策の実施 について

静岡県県民部多文化共生室 竹田 敏彦

はじめに

静岡県では、一九九〇年の「出入国管理及び難民認定法」の改正法施行以降、ブラジル人を中心とする日系南米人が急増し、浜松市や磐田市など外国人集住都市において、様々な分野で課題が現れている。

これらに対処するため、県では、二〇〇七年に、国際室から多文化共生部門を分離する形で、「多文化共生室」を設立した。本稿では、外国人集住都市を有する都道府県として初めて制定した「多文化共生推進基本条例」及び県が実施している多文化共生への取組を紹介する。

静岡県の外国人登録者

静岡県内の外国人登録者数は、二〇〇八

年十二月末現在で、県民全体の約二・七%を占める約一〇万三千人、前年同期比約二千人の増加となっている。国籍別では多い順にブラジル人、中国人、フィリピン人、韓国又は朝鮮人、ペルー人となっており、中でもブラジル人は約五万人と外国人登録者の半数を占める。市町別では、浜松市、磐田市、掛川市といった県西部地域に多くの日系南米人が集住している。特に浜松市は、約二万人と全国二ブラジル人が多く住む自治体である。これは、同地域で輸送用機器等の製造業が盛んであり、就労の機会が豊富であったことによる。

静岡県多文化共生推進会議

県では、二〇〇六年に多文化共生に関する課題に対応するため、有識者二五名で構成する「静岡県多文化共生推進会議」を設

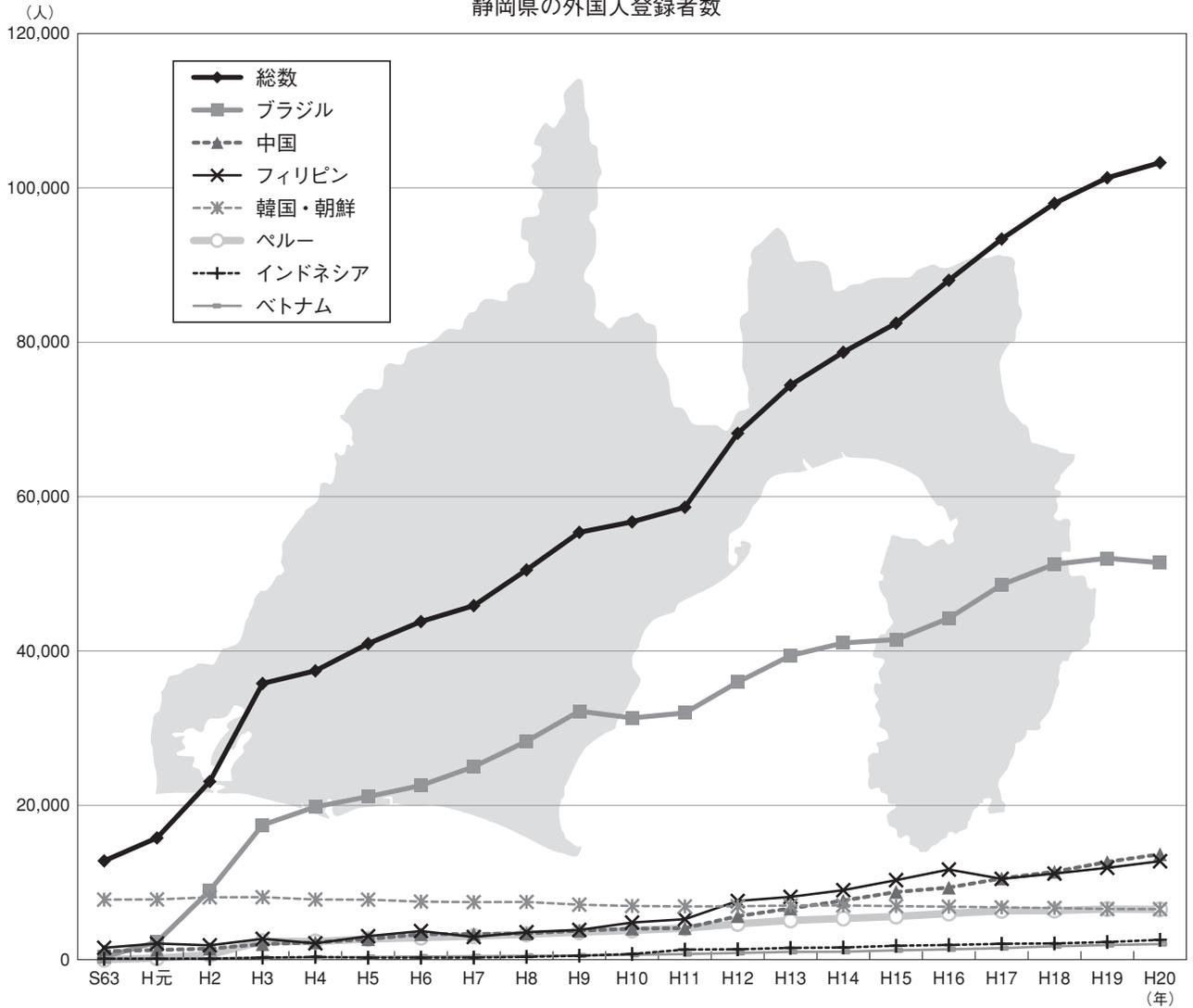
置した。この会議では、静岡県における労働、教育、地域共生、言葉とコミュニケーションの現状と課題、また静岡県が実施すべき事業について議論を重ね、二回目の提言書が二〇〇八年九月に知事に提出された。提言内容は、多文化共生社会を実現するための基本的施策を定める基本条例を制定すること、前記施策を実現するための基本計画を策定すること、企業等が資金を拠出できる仕組みづくりを検討することなど五項目であった。会議では、産業界を代表する委員から外国人を雇用する企業の社会的責任についての発言等があった。

静岡県多文化共生推進基本条例の制定

会議の提言を受けて県では、実施可能な施策から推進することとし、二〇〇八年十二月に「静岡県多文化共生推進基本条例」を制定した。

この条例が目指すものは、「県内に居住する外国人及び日本人が、相互の理解及び協調の下に、安心して、かつ、快適に暮らすことができる社会」の実現である。具体的には、県、県民、企業その他の民間団体の責務を明確にし、多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画を定めることとし、その他にも、広報、市町との協働、調査研究を行うこと、多文化共生の推進に関する基本的施策及び重要事項について審議をするための多文化共生審議会

静岡県の外国人登録者数



を設置することを定めた。

多文化共生審議会

二〇〇九年四月に開催された第一回多文化共生審議会では、経済団体、学識経験者、外国人住民、教育・医療関係者等からなる一五名の委員によって、日系南米人に加え、その他の国の外国人住民や留学生を対象とした検討を行うことが確認され、日本語学習支援、日本人の意識改革の必要性、留学生への支援、医療通訳のネットワーク等委員の活動状況に基づき紹介が行われた。

第二回審議会は二〇〇九年十一月に実施し、多文化共生に関する指標アンケート、外国人住民意見交換会の結果の分析等に基づく骨子案を委員に示し、多文化共生推進基本計画の策定について討議を行った。

各種県民意識調査の実施

日本人と外国人の多文化共生に関する認識や生活の実態等を調査するため、当室では今年度、多文化共生アンケート調査を実施した。この調査では、外国人登録者数が二千人以上の十二市において無作為抽出で選んだブラジル、中国、フィリピン、ペルー、韓国又は朝鮮、インドネシア及びベトナムの七カ国の外国人住民一万人と日本人三千人を対象とした。アンケートは九月に回収を終え、現在は結果の分析を行っているところ

るである。また、外国人住民の意見を直接聞くために県内六カ所で外国人住民意見交換会を実施した。意見交換会に参加したブラジル、ベトナム、フィリピン等の外国人住民からは、子どもの学校、病院、ごみ出しといった日常生活で困難を感じる点、雇用、多言語での情報提供等、行政への要望が寄せられた。

本年度実施の多文化共生事業

当室が今年度、実施している主な多文化共生事業は以下のとおりである。

① 離職した外国人住民の再就職等に向けた日本語教室 ② 地域向けの多文化共生フォーラム、巡回パネル展の実施 ③ ブラジル人学校への日本語指導者派遣、国際交流員による小中学校出前教室 ④ インターネットラジオ、FMラジオ等を通じた外国語による情報提供。

次に本年度事業の中から国際交流員による小中学校出前教室について紹介する。

ブラジル、アメリカ、文化と暮らしの出前教室

今年度事業として子どもたちの多文化共生理解を促進するため、ブラジル人及びアメリカ人の県国際交流員を県内小中学校へ派遣し、自国の文化を紹介する「ブラジル、アメリカ、文化と暮らしの出前教室」を実施しており、これまでに二五校から申し込



↑出前教室の様子

みがあつた。

静岡県西部の学校にはブラジル人児童生徒が多く在籍しており、中には全校生徒の一割が外国人児童生徒という学校もある。そのため、この教室は単に知らない国の文化について学ぶというだけでなく、身近な友だちの母国の様子や文化の違いについて日本人の子どもたちが学ぶという側面も持っている。実際に日本人の子どもたちからは、自分たちと違う外国の学校生活や珍しい食事について驚きの声寄せられた。一方で、外国籍の子どもたちからは、自分の国を友だちに知ってもらえてうれしい、もっと知ってもらいたという声が多く寄せられた。講師である国際交流員自身も自国文化の再

発見や日本との文化の違いを深く知るなど、お互いにとって貴重な経験となっている。

また、学校を訪問する度に、将来を担う子どもたちが偏見なく新しい文化を受け入れ、違和感なく一緒に学び遊んでいる光景を見て条例の目指す「相互の理解及び協調の下に、安心して、かつ、快適に暮らすことのできる社会」の実現に大きな可能性を感じた。

今後の方向性

雇用環境の悪化、一部ブラジル人学校の閉鎖、不就学の児童生徒の存在など、県内の外国人住民を取り巻く状況は依然、厳しいものがある。

県では、今後も多文化共生推進基本計画の制定、就業のための日本語教室の開催等、日本人と外国人がお互いに安心、かつ、快適に生活することのできる多文化共生の地域づくりのため、市町や民間団体など様々な主体と協働しながら多文化共生推進施策を実施していく。

